

子どもの受動喫煙防止と雇用創出・収益化及び保育組織改革に関する陳情

[願意]

屋外における受動喫煙防止の為、歩きタバコだけでなく屋外での喫煙を禁止してください。具体的には保育園や学校などの子どもの施設に隣接する場所では、私有地を含めて喫煙を禁止することを求めます。この禁止措置に伴い、障害者や生活保護者をアルバイトとして雇用し、過料の徴収を行うことで、雇用創出と収益化を図ることを提案します。

また、保育行政に携わる「保育運営課」の組織改革にも力を入れてください。

[趣旨]

令和6年第3回定例会の陳情第33号（公共的・公益的施設である「保育園等」の駐輪場・駐車場に関する陳情）で陳情した通り、「認定こども園・そらまめこども園船橋駅前（住所：千葉県船橋市本町1丁目30-1）」が園に隣接して併設している駐輪場・駐車場スペースは、2024年5月末で閉鎖された。

これは当該スペースを保育園等に賃貸している「XXXXXXXXXX」が、XXXXXXXXXXのグループ会社「XXXXXXXXXX」へ賃貸先を切り替えた為である。XXXXXXXXXXは、保育園に対して切り替えを2024年4月に一方的に通知し、わずか2ヶ月で閉鎖となった。

その後、XXXXXXXXXXが運営する駐車場で喫煙者が多数おり、保育園の室内にまでタバコの臭い・煙が入り込んでいることがわかった。陳情者が駐車場内での喫煙に気付いたのは2024年12月だったが、その際は保育園から100m離れた場所であった為、船橋市の「健康部 地域保健課」に相談しただけであったが、その後2025年3月に保育園と駐車場が隣接する場所で喫煙者がいることを知り、再度「健康部 地域保健課」に相談した。その際、「健康部 地域保健課」は陳情者が連絡した12月に早速、XXXXXXXXXXに対して、改善（掲示物の貼り出し等）を指示したが、それが3月になっても行われていな

いことがわかった。

及び は保育園から駐車場を奪ったばかりでなく、子どもへの受動喫煙問題も軽視しており、結果として保育園の子どもたちへ受動喫煙を行った悪質な業者たちであることが判明した。特に喫煙者の多い昼と夕方、保育園側が窓を締め切って対策をしており、受動喫煙側が我慢を強いられる状況にも非常に強い憤りを感じる。

及び への糾弾は社会に任せるものとするが、重要なのは子どもたちへの受動喫煙の防止策である。船橋市では公道上での歩きタバコの過料 2,000 円の対応はあるが、私有地への規制はない。健康被害の防止として、子どもたちへの受動喫煙対策は徹底されるべきである。

したがって、保育園・学校施設に隣接する場所は、私有地も含めて規制をしてもらいたい。その規制は歩きタバコと同様に過料 2,000 円が妥当である。私有地の定義付けについては、「不特定多数が訪れる場所」とするのが良いと考えられる。

また、過料の徴収を徹底し、雇用創出と収益を生む対策も提案する。例えば障害者や生活保護者などを船橋市がアルバイトとして雇用すれば、雇用も生まれ、生活困窮者の生活再建も果たし、公共の福祉に貢献するはずである。人件費については過料 2,000 円でペイできると考えられる。取り締まりは 3 人グループで行い、カメラやすぐに外部通報できる設備を整えれば客観性と安全を確保することができる。

以上のような徹底的な対策を行うことにより、船橋が魅力ある地域となるばかりかモラル向上に繋がり、人口流入によって市の財政も潤ってくると考えられる。

なお、このような喫煙への徹底的な対策は海外では行われている事例はあるが、日本の都市では初であり、ぜひ前向きに検討してもらいたい。

規制を受ける喫煙者たちとしては受け入れられないことが予測されるが、ではどうすれば子どもたちへの受動喫煙を防止できるのか、喫煙者たちには逆に考えてもらいたい。

また、本件を 2025 年 4 月に保育行政に関わる「保育運営課」に子どもへの受動喫煙対策について対応を求めた。しかし、保育運営課からの連絡は「対応」ではなく「現状報告」であった。改めて「対応」を求めたが、「どうすればいいんですか？」と逆に質問される始末だった。本質的には、保育行政に関わる保育運営課が子どもへの受動喫煙対策について、しっかりと対策を講じ、議論を行うべ

きだ。しかし、担当者は対応策すら思いつかないレベルであることが判明した。

再度、保育運営課内で検討するよう申し出たところ、「貼り紙掲示を保育園へ指示」や「窓を閉める」といった他人任せで、被害者の我慢を強いる提言しかなかった。

「健康部 地域保健課」は、保育園に貼り紙を提供するなど、保育園の手を煩わせることなくしっかりと対応してくれた。このことから、同じ行政機関でも仕事の熱量に差異があることを船橋市は深刻に受け止めるべきだ。

そもそもの発端として、令和6年第3回定例会の陳情第33号にある[REDACTED]による保育園の駐輪場・駐車場スペースの収用について、陳情者は「保育運営課」に何度も是正を求めたが、私企業間の取引であり、行政側からの働きかけはできないとの回答があるのみであった。それについてはもっともである一方、保育園の用地を大資本が強引に奪ったことについて、本来であれば保育行政に携わる者が憤りを覚えるはずだが、その様な気概はこの組織にはなかった（陳情第33号に至った経緯については別紙を参照のこと）。

以上より、保育行政に熱意のない保育運営課組織の改善も合わせて求める。

以 上